

療養生活を支える制度

病気などで会社を休み、報酬が受けられない人に手当金が支給されます。

傷病手当金

傷病手当金は、病気で休業しなければならない人とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に加入する健康保険などから支給されます。

これは、業務とかかわりのないところで生じた病気やケガの療養のために連続する3日間（待機期間）以上仕事に従事できなかった場合に、4日目以降の休んだ日に対して支給されるものです。ただし、有給休暇など会社から給与が支払われている場合は、対象にはなりません。詳しくは、勤務先の総務部や加入している保険組合にご確認ください。



〈文献〉

・全国健康保険協会：病気やケガで会社を休んだとき

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/>（2025年10月15日閲覧）

監修 神戸大学医学部附属病院 腫瘍・血液内科 教授 腫瘍センター センター長 南 博信 先生

この記事は2025年10月現在の情報となります。

